

令和6年能登半島地震で被災された方へ

介護保険料の減免・介護サービス利用料の免除を実施します

令和6年能登半島地震で被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

津幡町では、災害により被災された方に対し介護保険料の減免・介護サービス利用料の免除を実施いたします。

介護保険料の減免について

●対象者及び減免額

- (1) 居住する住宅に損害を受け、罹災証明書により下表の損害程度の判定を受けた方

損害程度	減免の割合
全壊 ※長期避難世帯に属する方も含みます。	10/10
大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・床上浸水	1/2

- (2) 世帯の主たる生計維持者が死亡、障害者、重篤な傷病、行方不明となった方 10/10

- (3) 主たる生計維持者の事業収入などが減少し、その減少額が前年中の収入額の10分の3以上の方 ※事業収入など以外の所得の合計が400万円を超える場合は対象外

前年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下、 失業・廃業等により当面の間収入が見込めないとき	10/10
210万円を超えるとき	8/10

●対象となる保険料

令和6年1月1日以降に納期限が到来する令和5年度及び令和6年度の介護保険料

※上記(3)に該当する方は、別に定める計算式によって算出された介護保険料が対象となります。詳しくはお問合せください。

介護サービス利用料の免除について

●対象者

- (1) 住家の全半壊、全半焼、準半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
(2) 世帯の主たる生計維持者が死亡、障害者、重篤な傷病、行方不明となった方
(3) 主たる生計維持者が業務を廃止、休止、失職し現在収入がない方

●対象となる介護サービス利用料

令和6年1月利用分～令和7年6月利用分までの介護サービス利用料

申請方法

別紙の減免申請書に必要事項を記入し、添付書類等を添えて郵送（同封の返信用封筒をご利用ください）または福祉課窓口へご提出ください。電子申請サービスもご利用いただけます。

【受付期限（郵送必着）】

- 介護保険料 令和7年3月31日（月）
- 介護サービス利用料 令和7年6月30日（月）

福祉課窓口受付時間 平日午前9時から午後5時まで



↑QRコードを読み込むと電子申請できます。

【申請・問合せ先】津幡町健康福祉部福祉課 介護保険係 ☎076-288-2416